

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市有債権処理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成21年10月30日

京都市長 門 川 大 作

第2条第1項中「又は京都市事業所の長等専決規程に規定する第1類及び第2類の事業所（以下「事業所」という。）の長（）」を「(行財政局総務部総務事務センター長，同局コンプライアンス推進室副室長，総合企画局国際化推進室副室長，区役所支所の副室長，京都市立看護短期大学事務室事務長並びに京都市事業所の長等専決規程に規定する第1類及び第2類の事業所の長を含む。）」に改める。

第3条中「課又は事業所」を「室，課，事業所等」に改める。

附 則

この訓令は，平成21年11月1日から施行する。

(行財政局財政部財産活用促進課)